



学校施設の維持管理の徹底に向けて 一子供たちを守るために一



天井（階段裏）モルタル（重さ約80kg）が落下

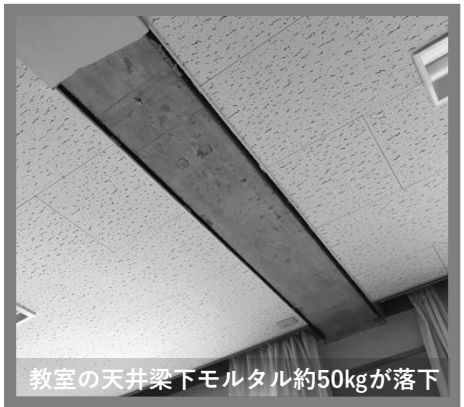
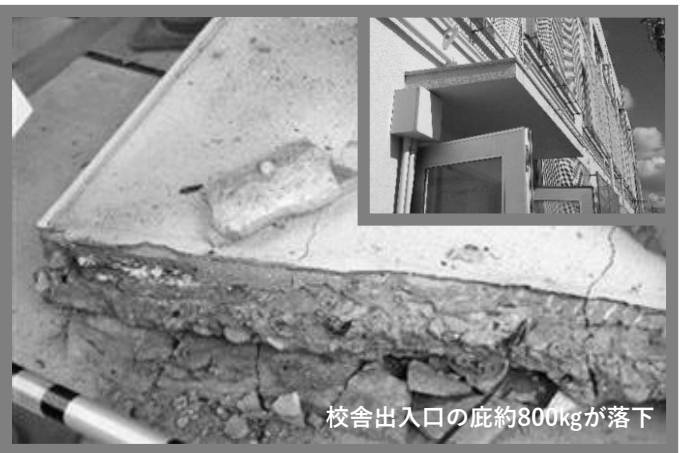
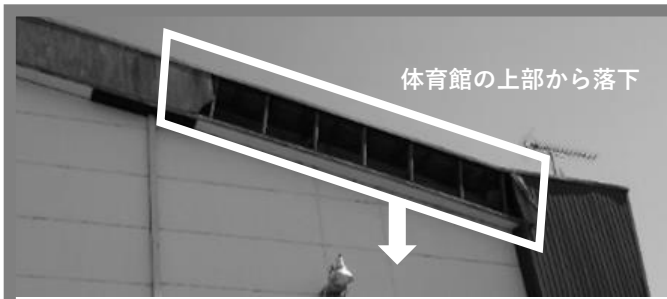
令和2年5月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

外壁等の落下事故



近年の事故（例）

学校名	発生等日時	概要
		（下段は落下物の概要）
大阪府 松原市立松原南小学校	平成31年 1月15日(火)	校舎出入口の庇が落下 → 幅約2.1m・奥行92cm・厚さ16cm・約800kg
岡山県 倉敷市立第二福田小学校	平成31年 2月7日(木)	教室の天井梁下モルタルの一部が落下 → 幅40cm・長さ2.2m・厚さ3cm・約50kg
熊本県 宇城市立小川中学校	平成31年 3月14日(木)	階段室の天井モルタルの一部が落下 → 幅1m・長さ1m・厚さ1.5cm・約23kg
京都府 木津川市立木津小学校	令和元年 5月12日(日)	外壁の下端（窓枠上部）モルタルの一部が落下 → 幅20cm・長さ1m・厚さ3～4cm・約15kg
香川県 坂出市立白峰中学校	令和元年 5月13日(月)	校舎（最上階）、天井裏のコンクリート片が落下 → 幅18cm・長さ21cm・厚さ3cm・約1.5kg
佐賀県 鹿島市立浜小学校	令和元年 8月13日(火)	校舎2階の天井（階段裏）モルタルの一部が落下 → 幅1.6m・長さ1.2m・厚さ1～3cm・約80kg
長崎県 大村市立の小学校	令和元年 10月9日(水)	校舎1階の引き違い窓の障子が建物の外側に落下 → 高さ60cm・長さ90cm・約5.2kg

学校施設の老朽化

⚠ 老朽化した学校施設が急増

➤ 建築後25年以上が経過し、改修を要する公立小中学校が **75.8%**。

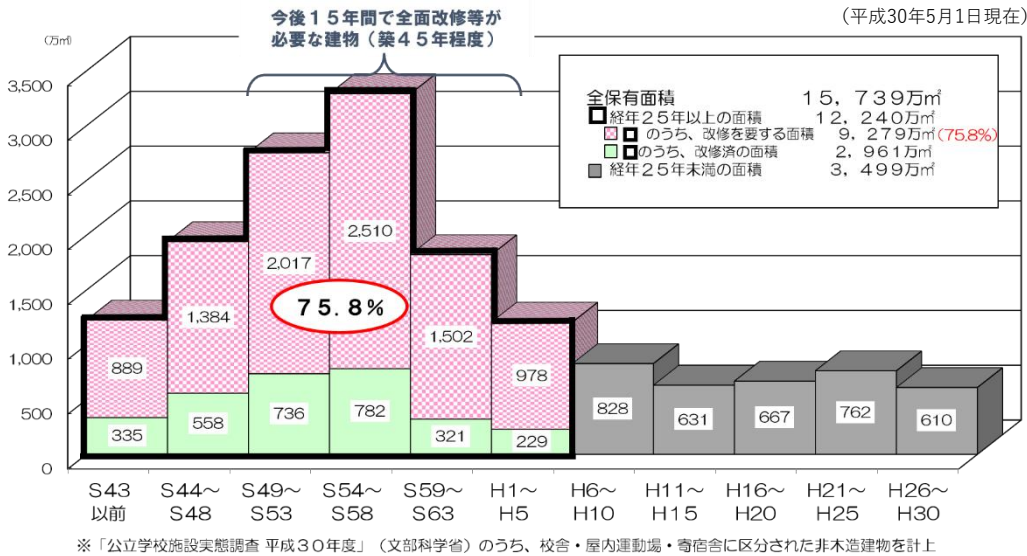


図1 公立小中学校の経年別保有面積（全国）

➤ 老朽化により学校施設の安全面の不具合（外壁の落下等）は **5年間で約2倍**に増加。

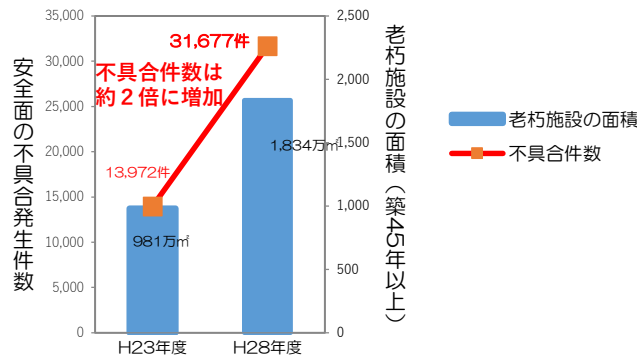


図2 老朽施設の面積と不具合発生件数

⚠ 点検及び修繕を行わなければ事故リスクが増大

➤ 劣化・損傷は大規模改修や長寿命化改修の改修サイクルよりも短い期間で発生するため、長期的な修繕計画がある場合であっても、**定期的に点検を実施し、必要な修繕等を行うことが不可欠**。

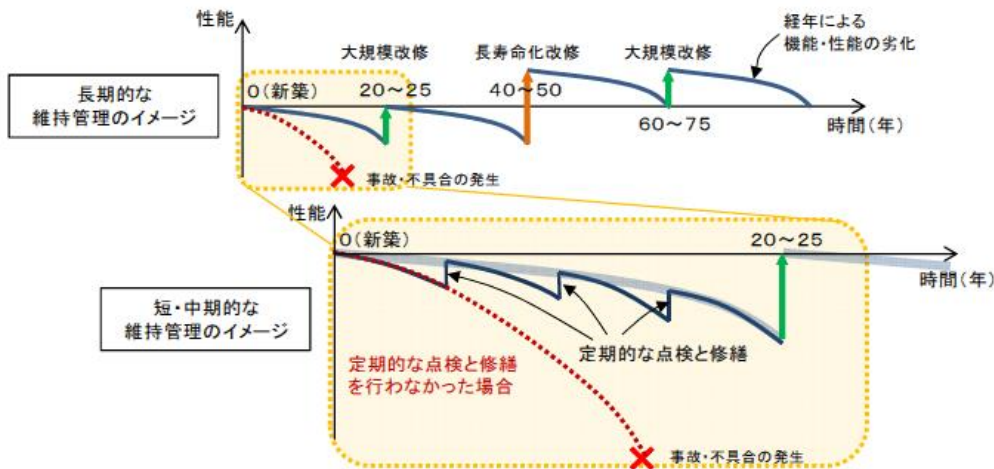


図3 経年による機能・性能の劣化

設置者の役割

- 施設の整備を含めた、**学校の管理**。（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等）
- **常時適法な状態の維持**、定期的検査又は点検の実施。（建築基準法）

主な関係法令（抜粋）

■ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1（略）
- 2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 3～6（略）
- 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 8～19（略）

（教育財産の管理等）

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2～3（略）

■ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

（維持保全）

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2～3（略）

（報告、検査等）

第12条 第六条第一項第一号に掲げる建築物（略）の所有者（略）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（略）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み（略））をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（略）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（略）をさせなければならない。

3～9（略）

■ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、（略）当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

学校の役割

- 施設及び設備の**安全点検の計画策定及び実施**。（学校保健安全法）
- 施設及び設備に支障があると認めた場合の**遅滞ない改善**、改善が困難なときの**設置者への申し出**。（学校保健安全法）

主な関係法令（抜粋）

■ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

■ 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）

（安全点検）

第28条 法27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

国による財政措置等

財政措置（公立学校施設）

▶ 建物を安全で適正な状態に保つための財政措置は以下のとおり。

（１）維持管理に関する措置（地方交付税）

維持管理に要する経費を地方交付税の基準財政需要額に以下のとおり算入している。

■個別算定経費（市町村）（令和2年度）

小学校18学級あたり 建物等維持修繕費292万4千円、施設設備保守点検料14万4千円

中学校15学級あたり 建物等維持修繕費322万円、施設設備保守点検料14万5千円

■包括算定経費（市町村）（令和2年度）

標準団体（人口10万人）あたり 改修等事業費 小学校9,900万円、中学校5,100万円

（２）修繕等に関する措置（地方債措置）

地方単独事業で実施される以下の事業に対しては地方債措置がされる。

■対象事業

建物：建築後15年以上経過した、小中学校、中等教育学校（前期課程）及び
特別支援学校（小中学部）の校舎及び屋内運動場

工事：一部改造又は全面改造 下限額：2,000万円以上

■起債充当率：対象事業費の75%（元利償還金の50%を地方交付税措置）

（３）大規模な改修等に関する措置（国庫補助）

学校施設環境改善交付金は以下の補助メニューがある。

■長寿命化改良事業

対象施設：建築後40年以上経過した建物

算定割合：1/3 下限額：7,000万円、上限額：なし

■長寿命化改良事業（予防改修）

対象施設：①建築後20年以上40年未満であるもの又は長寿命化改良事業後20年以上経過したもの
②個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づくもの

算定割合：1/3 下限額：3,000万円、上限額：1億円

■大規模改造（老朽）事業

対象施設：建築後20年以上の建物（外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するもの）

算定割合：原則 1/3 下限額：7,000万円、上限額：2億円

時限：～令和4年度

参考

▶ 2020年度までは、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）により、災害発生時に人命を守るため、緊急点検の結果を踏まえ、屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善。

→ 3年間の予算：1,783億円（公立学校）

手引及びガイドブック等

▶ 「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」（平成28年3月）
…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等を紹介。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf

▶ 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月）
▶ 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成31年3月）
…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等を紹介。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

▶ 文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集
「維持管理のみを行う先導的なPPP/PFI事業編」（令和2年3月）
…包括的民間管理委託等のPPP/PFI手法の活用によって、維持管理等を効率的に行う事例を紹介。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm



技術職員の不足

- 公共建築工事の発注者である市町村の営繕職員は5名未満が**7割**。
(図4参照)
出典：「公共建築工事の発注者の役割 解説書（第二版）」（平成30年10月 国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 市町村教育委員会事務局の本務職員のうち、技術職員の割合は**5%**。
出典：平成29年度教育行政調査（平成29年5月1日現在）
- 点検及び修繕に当たって技術職員の不足を感じている市区町村教育委員会は**4分の3程度**。（図5参照）
※令和元年度全国公立学校建築技術協議会全国幹事会の協力により実施したアンケートに回答があった110市区町村の分析結果（以下「アンケート結果」という。）より

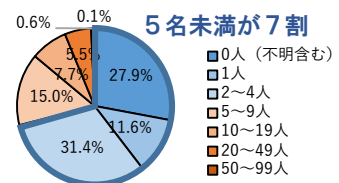


図4 営繕職員※の数
※建築職、電気職、機械職

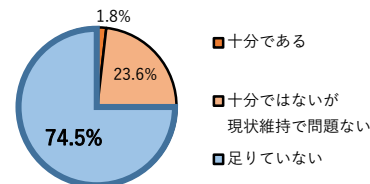
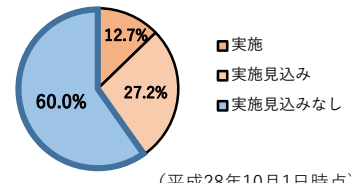


図5 技術職員の不足状況

技術的知識を持つ者による定期的な点検の不足

- 建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない公立学校施設について、法定点検と同等程度の専門的な点検を実施していない学校は**約6割**。
(図6参照)
出典：「国公立学校施設における維持管理点検状況調査の結果及び維持管理の徹底について（通知）」（平成29年2月21日付け文教施設企画部長通知）
- 定期的な点検（法定点検を除く。）を実施している市区町村教育委員会のうち、**4割以上**の市区町村教育委員会が、技術的知識を持たない者が点検を実施。（図7参照）
※アンケート結果より



（平成28年10月1日時点）

図6 専門的な点検の実施状況

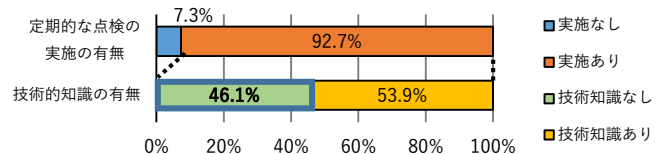


図7 定期的な点検の実施状況と技術的知識の有無

参考

- 最近、外壁等の落下事故が発生した学校では、3年に1回の法定点検以外は、技術的知識を持つ者による点検を実施していないケースが多く見られた。
- 専門家や技術職員がいる教育委員会の職員等が点検を実施している場合も、1年に1回以下しか実施していない市区町村教育委員会が**8割以上**。※アンケート結果より

TOPICS ▶ 維持管理の実績額

- 機械的に試算した市区町村あたりの地方財政措置額と市区町村における維持修繕費の実績平均額との間に大きな乖離あり。（図8参照）
※学校施設の維持修繕費は普通交付税の基準財政需要額として算入されている。
- 予防的修繕の実施状況は、事後的修繕を合わせた実績額の1割程度（金額ベース）。

出典：「令和元年度予算執行調査の調査結果」（総括調査票令和元年6月公表分）（令和元年6月25日財務省）



図8 1市区町村あたりの維持修繕実績額

- ㊦ 最近、外壁等の落下事故が生じた教育委員会へのヒアリングにおいても、地方財政措置額に対して実績額が少ない、予防保全を行っていない、という同様の傾向が見られた。

課題への工夫（取組事例）

- 技術職員の不足、技術的知識を持つ者による点検の不足といった**点検の体制**や維持管理にかかる**費用が十分ではない**という課題が見受けられる。
- これらの課題に対する工夫として、例えば、技術職員が在籍する**首長部局との連携による体制強化**、**民間のノウハウの活用（包括的民間委託等）**、**学校における点検体制の強化**が考えられる。具体的な取組事例は以下のとおり。

（学校数：令和元年5月1日現在）

事例 1 首長部局との連携など体制強化

東京都板橋区

<学校数：小学校51校、中学校22校>

- 教育委員会の技術職員だけではなく、区長部局（建築職100名以上、電気・機械職40名以上）と連携を強化。
- 2班のチームが学校施設の維持管理及び改修計画を専属担当。
- 学校現場における点検の報告を受けて行う定期的な点検以外に、教育委員会の技術職員が、2年かけて全ての幼稚園・小中学校の非構造部材や劣化状況等を集中的に点検。
- 点検結果を改修計画に反映し、優先順位を付けて対策を実施。
- 地方交付税の基準財政需要額に対し、維持管理に充てた予算が大きい。

事例 2 首長部局との連携など体制強化

東京都狛江市

<学校数：小学校6校、中学校4校>

- 市長部局の技術職員が教育委員会（技術職員なし）と連携し、点検を実施。
- 市の土地面積が小さいことを活かし、学校から不具合の連絡があれば、すぐに現地を確認。このため、結果的にほぼ毎日、技術職員が点検を兼ねた見回りを行っている状況。
- 施設維持、設備管理業務等を委託。各校に受託業者（用務員）が常駐。設備の専門家が巡回。
- 技術職員、受託業者（専門家）によるこまめな現場確認が事故予防につながっている。

事例 3 民間のノウハウ活用(包括的民間委託等)

東京都東村山市

<学校数：小学校15校、中学校7校>

- 小中学校以外の施設を含め、85施設、638業務について包括的な管理委託を実施。
- 受託業者（専門家）が月1回、施設を巡回点検。細やかな現場対応が実現。
- 教育委員会、首長部局（財政担当、資産マネジメント担当、営繕担当）の連携により修繕実施の円滑な検討。
- 包括前の各契約等に要した事務負担が大幅に軽減。人件費換算約7,200万円／年の事務負担縮減。
- 公募要領の工夫により、協力企業として地元企業が参画。地域活性化にも配慮。

事例 4 民間のノウハウ活用(包括的民間委託等)

兵庫県明石市

<学校数：小学校28校、中学校13校>

- 小中学校以外の施設を含め、158施設の日常修繕（130万円未満）を含めた包括委託。
- 市庁舎内に「包括管理センター」を設置し、受託業者の職員を常駐配置。
- 首長部局の技術職員と受託業者（専門家）が連携して修繕方法を検討。質の高い修繕を実現（教育委員会の事務職員とも、学校との協議等の面で連携）。
- 個別管理による管理品質のばらつきを均一化（仕様の統一化）。
- 包括管理による維持管理費用の効果額（事業費及び人件費のコスト縮減）は、約4,800万円（H30年度）。

事例 5 学校における点検体制の強化

埼玉県さいたま市

<学校数：小学校104校、中学校58校>

- 事務職員が修繕手続の職指定を受け、日常的な点検や修繕を実施。
- 事務職員の力量アップのため、事務職員会において学校施設設備メンテナンスの研究・研修を実施。
- 点検箇所や修繕事例を、共同学校事務室により市内の学校間で情報共有。経験のある事務職員による点検方法等の研修も実施。

事例 6 学校における点検体制の強化

東京都八王子市

<学校数：小学校70校、中学校38校>

- 定期的な点検は、地域ごとにグループ化した各学校の用務員が実施。グループ（4名程度）で地域内の学校を巡回点検することにより、点検箇所の共有化や意識が向上。
- 点検結果を基に教育委員会の事務・技術職員が現場確認し、修繕方法を検討するとともに、外壁改修工事等実施に係る予算措置につなげている。

起きてからでは遅い！ 子供たちを守るため、学校施設の適切な維持管理が必要

学校施設は我が国の将来を担う子供たちの学習・生活の場であり、災害時には避難所としての役割を担う重要な施設です。計画的・効率的な長寿命化対策とともに、適切な維持管理を行い、安全性・機能性を確保することは、子供たちを守るために不可欠です。

適切な維持管理を行わず放置していると、 突然、外壁等が落下する可能性があることを御存知ですか？

近年発生した事故（例）

子供たちが通行する校舎出入口で、重さ約800kgの庇が落下するなど、重大な被害が懸念される事故が断続的に生じています。

→2019年1月～10月に7件発生



落下した庇（重さ約800kg）



落下した庇と同形状の庇

事故を未然に防ぎ、子供たちを守るのは？

1. 学校設置者の役割

- 学校の施設及び設備を管理する義務があります。
(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)
- 施設を常時適法な状態に維持することが求められています。(建築基準法)

2. 学校の役割

- 学校の施設及び設備の安全点検、改善の義務があります。(学校保健安全法)

国による財政措置等は？

- **学校施設環境改善交付金**等の財政支援措置を行っています。
- 建物等維持修繕費等が**地方交付税**の基準財政需要額に算入されています。
- 手引及びガイドブック等を作成し、周知しています。

本パンフレットでは、維持管理を行う際の課題への工夫として、
首長部局との連携など体制強化、民間のノウハウ活用（包括的民間委託等）、
学校における点検体制の強化
の具体的な取組事例を紹介しています。

お問い合わせ先

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 / 電話：03-5253-4111（内線2292）